

議案第 99 号

松阪市多目的研修集会施設条例の廃止について

松阪市多目的研修集会施設条例（平成 17 年松阪市条例第 197 号）を次のように廃止する。

令和 3 年 9 月 2 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市多目的研修集会施設条例を廃止する条例

松阪市多目的研修集会施設条例（平成 17 年松阪市条例第 197 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。